

27経営第2178号
平成27年12月1日

各都道府県農政担当部長
各都道府県農地中間管理機構理事長 殿

農林水産省経営局 農地政策課長

農地中間管理事業に関する事務手続の円滑な実施に向けた対応について

現在、各都道府県においては、農地中間管理事業を軌道に乗せるための改善策を講じ、担い手への農地の集積・集約化に向けた取組を強化していただいているものと承知しています。

今般、農地中間管理事業に関する要望として、一部の県より、農用地利用配分計画の公告に至るまでの事務手続の迅速化を図るため、当該計画に係る事務手続に市町村がより主体的に関わるようにするよう提案があったところです。

については、下記に御留意の上、円滑な業務の実施に御配慮いただくようお願いします。

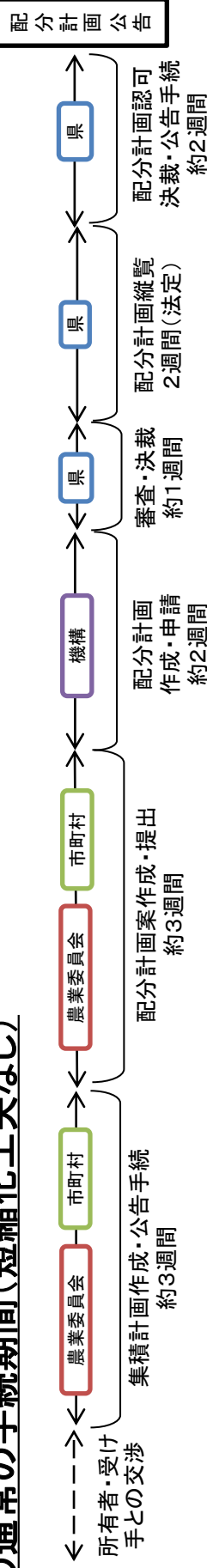
記

- 1 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第2項に基づき、市町村に対して農用地利用配分計画の案（以下「計画案」という。）の作成・提出を求めることが可能となっており、既に機構から市町村へ計画案の作成・提出が依頼されているところもあるが、市町村から機構に対して計画案の作成事務を行いたい旨の要望があった場合においても、機構は同項の規定により当該市町村に計画案の作成を依頼し、当該計画案が適切なものとなるよう助言すること。
- 2 農用地利用配分計画の事務手続については、本年7月に国から示した事務手続き期間の短縮化の工夫の例（別添）に基づき、管内市町村・農業委員会と十分連携の上、短縮化に努めること。

事務手続期間短縮化のための工夫

別添

○通常の手続期間（短縮化工夫なし）



○手続期間短縮化の例

